

本書ノ大キナヘ國定規格A5刊

縣 令

昭和廿二年十一月廿四日

外 金 曜 日

金

金

◆鳥取縣令第十號
昭和十三年八月鳥取縣令第三十八號勞務者募集規則施行細則中次のようにより改正する。

昭和二十二年一月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

第二條中「第三條」を「第十四條」に改める。

第五條第一項中「規則第九條」を「規則第十三條」に「規則第十條」を「規則第五條第一項」に改める。

第五條第二項中「規則第十條」を「規則第七條」に改める。

第六條中「所轄警察署長」を「所轄勤務署長」に改める。

附 則

本令は公布の日から之を施行する。

◆鳥取縣令第十一號

◆鳥取縣令第十一號
昭和十二年十月鳥取縣令第四十四號原動機取締規則中次のようにより改正する。

第二條第一項但書及び第二十七條を削る。

第十四條中「警察署長」を「所轄勤務署長」に改める。

第二十一條中「所轄警察署長」を「所轄勤務署長」に改め
る。

様式第一號中「警察署長」を削る。
第二十八條を第二十七條に改める。

物價統制令第四條の規定により浴場における入浴最高料金
指定の件)はこれを廢止する。

を次の通り指定する。

昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百四十號(入浴最高料金
指定の件)はこれを廢止する。

昭和二十一年一月二十四日

本令は公布の日から之を施行する。

◆鳥取縣令第十三號

昭和十三年十二月鳥取縣令第六十一號商店法施行規則ニ依
リ提綱(ふき書類)關タル件中次のように改正する。

昭和二十一年一月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

「所轄警察署長」を「所轄勤務署長」に改める。

附 則

本令は公布の日から之を施行する。

告 示

區 分	鳥取市、米子市、其の他の町村	倉吉町、境町
大人(十三才以上)	一回につき 六〇錢	九〇錢
小人(十二才以下)	一回につき 六〇錢	八〇錢
大人(十三才以上)	一回につき 五〇錢	六〇錢
小人(十二才以下)	一回につき 三十錢	五〇錢

(二) 本表の年令は數へ年による。

(1) 薬湯といえども本表料金の範圍内とする。

(3) 溫泉入浴最高料金は左により右表料金は適用しない。

大人(十三才以上) 一回につき 五〇錢

小人(十二才以下) 一回につき 三十錢

00372

◆鳥取縣告示第三十號

昭和二十一年一月鳥取縣告示第三號耕地整理組合換地處分
補助規程中次のように改める。

昭和二十一年一月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

第三條 補助金ハ換地處分ニ要スル費物ノ一反歩當二十五
圓二十錢以内トス

附 則

本規程は公布の日より之を施行する。

正 誤

昭和二十一年十月十五日鳥取縣告示第四百二十五號和參の
販賣價格の統制額中次のように正誤する。

四七圓〇〇とあるは四七圓六〇の誤り。

00300

00300

00371